

# 履行勧告の申出について

## 1 履行勧告とは

家庭裁判所の調停や審判などで決まった金銭の支払や面会交流等の義務を守らない人に対して、家庭裁判所が、その義務を履行するように勧告する手続です。

**ご注意** 勧告できる内容は、調停・和解条項または審判・判決の主文に記載のあるもので、明確に義務の履行について定められているものに限りません。

**ご注意** 履行勧告では義務を強制することはできません。支払を求めるものについて、相手方（義務者）が勧告に応じない場合には、強制執行（差押え）の手続をとることをご検討ください。  
手続の詳細については、地方裁判所執行係にお尋ねください。

**ご注意** 例えば、調停条項で、養育費の支払期限が毎月末日となっている場合には、当月分の養育費は末日が経過してから（つまり翌月1日になってから）でないと履行勧告の申出ができません。

## 2 履行勧告の申出方法

履行勧告の手続を希望される場合は、申出人が下記の書類を準備して、家庭裁判所に申し出てください（郵送でも提出することができます。）。

### (1) 申出をする人（申出人）

調停、審判などで金銭の支払等を受けることが決まった人（権利者）

### (2) 申出に必要な書類

#### 必要事項を記載した申出書

申出書を作成する場合は、**履行勧告申出書作成ガイドンス**を確認してください。

※ 履行勧告申出書作成ガイドンスは、申出書と一緒にプリントアウトされます。

※ 住所の記載については、特に注意が必要です。履行勧告申出書作成ガイドンスに記載されている内容をよくご確認ください。

#### 履行勧告申出書作成ガイドンス（確認欄にチェックをしたもの）

#### 調停調書や審判書などのコピー

### (3) 申出に必要な費用

費用はかかりません。

### (4) 申出をする裁判所

金銭の支払等が決まった調停、審判などをした家庭裁判所